

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025.4.15

SBI-Man リキッド・トレンド・ファンド

愛称: リキッド・トレンド

追加型投信/内外/資産複合/特殊型(絶対収益追求型)

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	内外	資産複合	特殊型(絶対収益追求型)	その他資産	年2回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし	絶対収益追求型

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(株価指数先物 債券 債券先物 金利先物 為替先渡 コモディティ先物))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「SBI-Man リキッド・トレンド・ファンド」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年7月8日に関東財務局長に提出しており、2024年7月24日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社: **SBIアセットマネジメント株式会社**
(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第311号

設立年月日: 1986年8月29日

資本金: 4億20万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 6兆2,759億33百万円
(2025年1月末日現在)

受託会社: **三菱UFJ信託銀行株式会社**
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>

SBIアセットマネジメント株式会社

● ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

● 電話番号 03-6229-0097

(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色



ファンドの目的

本ファンドは、国内外の投資信託証券へ投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 英国マン・グループのAHLパートナーズLLP（以下「マンAHL」ということがあります。）が運用を行うアイルランド籍投資法人「Man Funds XVI ICAV」のサブファンドである円建て外国投資信託証券「Man AHL Trend Core-日本円クラス(ヘッジなし)」(以下「外国投資信託」ということがあります。)への投資を通じて、実質的に先進国および新興国の多様な資産に投資します。

- 先進国および新興国の株価指数先物取引、債券投資、債券先物取引、金利先物取引、為替先物取引およびコモディティ先物取引等を活用し、幅広い資産を実質的な主要投資対象とします。
- 国内の証券投資信託である「Shinseiショートターム・マザー・ファンド」(以下「マネーファンド」ということがあります。)受益証券にも投資します。

2 通常の状態においては外国投資信託の組入を中心とした運用を行いますが、組入比率には特に制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとします。

3 保有する外貨建て資産について、当該外国投資信託または本ファンドで為替ヘッジは行いません。なお、外国投資信託において、ヘッジ目的以外で為替取引を行うことがあります。

投資対象市場

流動性の高いデリバティブ(先物・先渡)を使って世界の株式、債券・金利、商品、通貨に分散投資を行います。

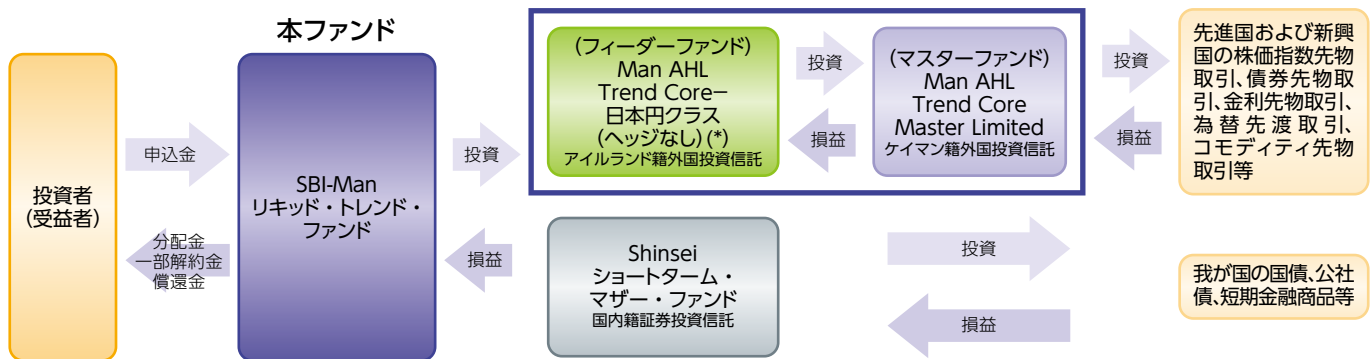
国債	ドイツ国債(5年)	ドイツ国債(10年)	英国債(10年)	米国債(5年)	米国債(10年)	米国債(20年)	米国債(30年)
通貨(対米ドル)	オーストラリアドル	カナダドル	ユーロ	日本円	ニュージーランドドル	スイスフラン	イギリスポンド
株式	DAX指数	ユーロストックス指数	FTSE100指数	TOPIX指数	Nasdaq100指数	Russell2000指数	S&P500指数
商品	ブレント原油	WTI原油	金	銀	銅	現在は上記26市場ですが、将来変更されることもあります。	

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



(*) Man AHL Trend Core-日本円クラス(ヘッジなし)はアンブレラファンドであるMan Funds XVI ICAVのサブファンドです。

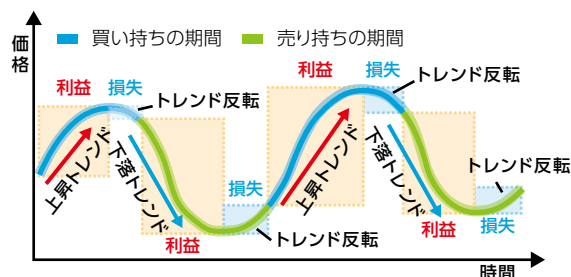
外国投資信託の運用

外国投資信託の運用は、マン・グループのマンAHLが運用します。

1. 100%システム(コンピューター)運用

- ◆独自のシステムを用い、複数の「移動平均モデル」を組み合わせ、上昇トレンド、下落トレンドを捕捉することを目指します。
- ◆上昇トレンドを捕捉すると「買い持ちポジション」を構築し、下落トレンドを捕捉すると「売り持ちポジション」を構築することから、理論的には市場が上がっても下がっても利益の追求が可能です。

【運用戦略の損益イメージ】



実際の投資判断では過去の膨大なデータを定量的に分析することによって各市場、各局面で効果的にトレンドを捕捉することができる移動平均線を複数選択し、それらを組み合わせることでモデルの予見性・的確性を高めます。なお、市場にトレンドが形成されない(上下動を繰り返す)場合、トレンドの転換点には損失を出すことも考えられます。

これらはイメージであり、実際の相場の動き、システムによる投資判断によってはこの通りにならないことがあります。

2. 伝統資産との低い相関

- ◆「リキッド・トレンド」はマンAHLが長い実績を誇るトレンド・フォローモデルをもとに開発した新しい戦略で、日本株式、世界株式、米国株式、REIT、債券などの伝統資産との相関性の低い運用を目指します。

ファンドの目的・特色

3. 市場の大幅下落局面でも(クライシス・アルファ)獲得の可能性

- ◆クライシス・アルファは、金融危機(クライシス)時における収益(アルファ)獲得の可能性を示す造語です。
- ◆26市場に分散投資していること、上昇トレンドでも下落トレンドでもプラスのリターンを目指す運用を行い、「クライシス・アルファ」獲得の可能性を追求します。
※クライシス・アルファの獲得を目指しますが、金融危機時に常に収益を獲得することを保証するものではありません。

ファンドの実質的な運用会社 マンAHL

- 1987年に設立され、債券、株式、為替、商品等を対象とするトレンド・フォロワー戦略／クオンツマルチ戦略のパイオニアとして30年以上の運用実績を有します。1989年にマン・グループの傘下に入りました。
- 130名を超える研究者(数学、物理学博士等)を擁し、優れたリサーチ体制、先進的なトレーディングテクノロジーによって運用パフォーマンスの向上を目指します。
- 2007年にオックスフォード大学と共同で研究機関Oxford-Man Instituteを設立し、アカデミアとビジネスの融合を通して高度な運用戦略・運用手法の開発に取り組んでいます。
- 運用資産残高:595億ドル(約9兆円)(2024年12月末時点;1米ドル=158.18円)



マン・グループ

- マン・グループは、ロングオンリー戦略とヘッジファンド戦略及びプライベートマーケットにおける先進的かつ革新的投資機会を提供する資産運用会社です。
- 傘下の運用マネジャーを通じて、広範な地域／資産クラスを対象に定量および定性の様々な投資手法による戦略を展開しています。
- 世界中の調査拠点、確立されたリスク/オペレーション・インフラ、最近のテクノロジーと強固な財務基盤を活用します。
- ロンドンに本社を置き、世界の主要都市に拠点を構えます。
- 運用資産残高1,686億ドル(約26兆円)(2024年12月末時点;1米ドル=158.18円)

出所：マン・グループのデータベース。

分配方針

毎決算時(年2回、1月15日、7月15日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により分配を行います。

*初回決算日は、2025年1月15日となります。

- 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への直接投資は行いません。

追加的記載事項

組入れ投資信託証券の概要

ファンド名	Man Funds XVI ICAV-Man AHL Trend Core Class A (JPY) (Unhedged)
形態	アイルランド籍/外国投資信託証券/円建て
投資方針	中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	AHLパートナーズLLPが運用を行う、AHL Trend Core Master Limited (以下、マスターファンド)を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> ①マスターファンドへの投資を通じて、マンAHL独自のシステムを用いた戦略を活用し、信託財産の成長を目指します。 ②マスターファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・投資運用会社独自の数量モデル「AHLトレンド・コア戦略」(以下、当戦略)に基づき、デリバティブ取引を積極的に活用します。 ・当戦略は、流動性の高い先物市場等におけるトレンドから利益を得ることを目的とします。 ・当戦略では、特に流動性の高い世界各国の株価指数、債券、商品等の先物取引および為替先渡取引等を行います。 ・当戦略では、市場のトレンドの方向性に応じて、ロング・ショートのポジションを構築し、市場環境に応じてエクスポージャーを増減させます。 ③デリバティブ取引において、レバレッジを活用します(ただしフィーダーファンドにおいてグロスのレバレッジは純資産総額の200%以内とします)。 ④資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの純資産総額を超える有価証券(先物等のデリバティブ取引は制限に含みません)の空売りは行いません。 ・ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ・目標ボラティリティを15%とします。
管理報酬等	純資産総額の年0.58%程度 上記の他、事務コスト、監査コスト、デポジタリーフィー等を負担します。
分配方針	行いません。
決算日	毎年12月31日
管理会社	Man Asset Management (Ireland) Limited
投資運用会社	AHL Partners LLP
デポジタリー	The Bank of New York Mellon SA
管理事務代行会社	BNY Mellon Fund Services (Ireland) DAC

ファンド名	Shinsei ショートターム・マザー・ファンド
形態	親投資信託
運用方針	安定運用と流動性の確保を図ることを目的として運用を行います。
信託期間	原則として無期限(設定日：2018年7月27日)
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

価格変動リスク	株式、債券、通貨・為替、コモディティ等を原資産とする先物取引、先渡取引等の価格は、投資対象となる原資産の価格の動きや取引されている市場での需給等の影響を受けて変動します。なお、世界各国の先物取引、先渡取引等のロング・ポジション、ショート・ポジションを構築することにより収益の獲得を目指すため、投資市場の上昇が必ずしも収益の要因とはなりません。先物取引、先渡取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いたことによる損失の発生は、基準価額が値下がりする要因となります。
金利変動リスク	金利の変動により資産の価値が変動する可能性があります。特に債券は金利の変動に大きな影響を受けます。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
信用リスク	有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。
流動性リスク	市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱、取引規制等のために、取引が行えない場合、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。また、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に有価証券を売買できない場合があり、これらの場合には基準価額が値下がりする要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制等が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
デリバティブリスク	ファンドの投資対象である外国投資信託は主として有価証券、株式関連、金利関連、通貨関連、コモディティ関連のデリバティブに投資します。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。
レバレッジリスク	先物取引等によりレバレッジをかけた取引を行う場合には、先物取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いた場合に、レバレッジがかかっていない場合に比べて損失が拡大し、基準価額が値下がりする要因となります。
システムリスク	コンピュータープログラムが機能しない等、システム運用に関して不慮の出来事が生じる可能性があり、基準価額が値下がりする要因となります。



その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止される可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

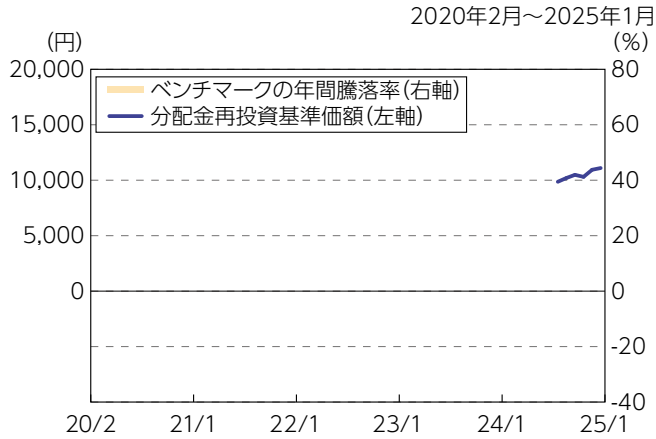
リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

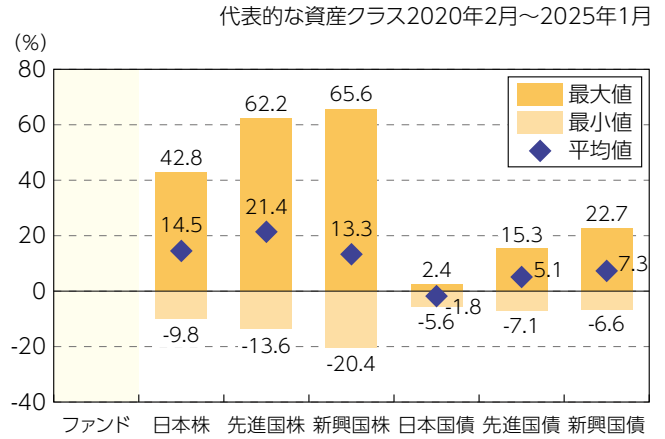
流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去 5 年間の年間騰落率 (各月末における直近 1 年間の騰落率) の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- *ファンドの年間騰落率算出において、過去 5 年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

- 日本株…Morningstar 日本株式指数
- 先進国株…Morningstar 先進国株式指数 (除く日本)
- 新興国株…Morningstar 新興国株式指数
- 日本国債…Morningstar 日本国債指数
- 先進国債…Morningstar グローバル国債指数 (除く日本)
- 新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数
- *海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

- 日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- 先進国株：Morningstar 先進国株式指数 (除く日本) は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- 新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- 日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- 先進国債：Morningstar グローバル国債指数 (除く日本) は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- 新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社 (これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います) が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス (以下「Morningstarインデックス」と言います) の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害 (逸失利益を含む) について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

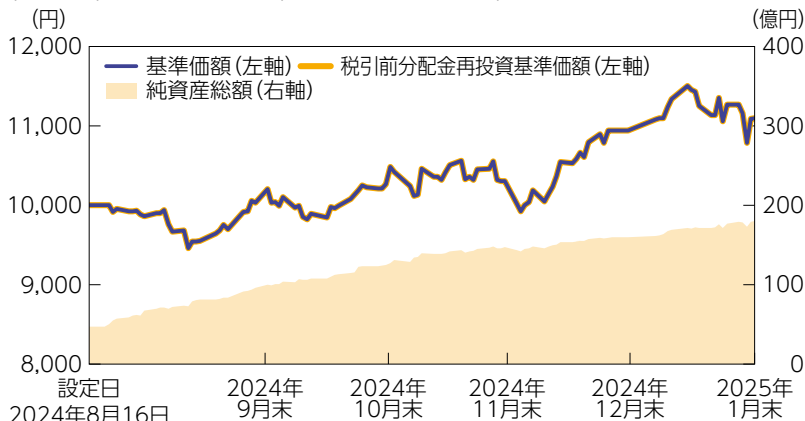
運用実績



基準価額・純資産の推移

(基準日:2025年1月31日)

(設定日(2024年8月16日)~2025年1月31日)



基準価額 (1万口当たり)	11,097円
純資産総額	180.24億円

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2025年1月15日)	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

主要な資産の状況

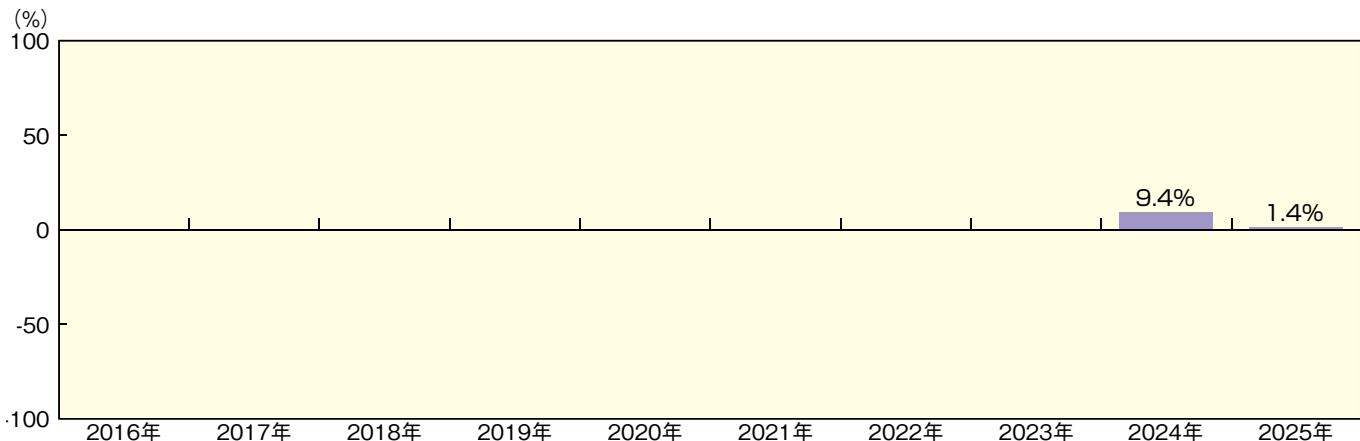
《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
Man AHL Trend Core-日本円クラス(ヘッジなし)	投資信託証券	アイルランド	円	98.9%
Shinseiショートターム・マザー・ファンド	投資信託証券	日本	円	0.0%
現金等				1.1%
合計				100.0%

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
 ※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
 ※「現金等」には未払い金を含むため、マイナス表示になる場合がございます。

年間収益率の推移 (暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
 ※2024年は設定日2024年8月16日から年末まで、2025年は年初から1月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。



お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	申込日当日あるいは申込日の翌営業日が下記のいずれかの休業日に該当する場合には、購入・換金(解約)の受付を行いません。 ロンドンの銀行、ロンドンの証券取引所、ダブリンの銀行、ダブリンの証券取引所、ニューヨークの銀行、ニューヨークの証券取引所
申込締切時間	原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 *受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2024年8月1日(木)～2024年8月15日(木) 継続申込期間：2024年8月16日(金)～2025年10月15日(水) *継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及び既に受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2034年7月12日(水)まで(設定日：2024年8月16日(金))
繰上償還	本ファンドの主要投資対象である外国投資信託が償還された場合には、本ファンドは繰上償還します。 次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として毎年1月15日、7月15日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算は、2025年1月15日(水)とします。
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 *販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbi-am.co.jp/
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 *税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に年0.418% (税抜:年0.380%)を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.11%</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.25%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.02%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.11%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価	販売会社	年0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容											
	委託会社	年0.11%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価											
販売会社	年0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価												
受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
投資対象とする投資信託証券	<p>年0.58%程度 上記の他、事務コスト、監査コスト、デポジタリーフィー等を負担します。</p>													
実質的な負担	<p>年0.998% (税込)程度 本ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率です。</p>													
その他の費用及び手数料	<p>信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことはできません。</p>													

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 [*] 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税 [*] 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・上記は2025年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年8月16日～2025年1月15日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.45%	0.41%	0.04%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※その他費用には、投資先ファンド(ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれており、各月末の投資先ファンドの保有比率に当該投資先ファンドの運用管理比率を乗じて算出した概算値です。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。